

国家戦略特区の最近の動きについて

特区担当（本部事務局）

関西の指定区域の動き

3月24日に「国家戦略特別区域会議」が開催され、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）について、区域計画に追加される規制改革事項等が取りまとめられ、4月13日付けで内閣総理大臣から認定を受けた。

「関西圏国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加される規制改革事項等

■ 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（旅館業法の特例）

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、大阪市の地域（第二種住居地域ほか）において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

■ 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、大阪市全域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

■ 特定実験試験局制度に関する特例事業（特定実験試験局制度に関する特例）

事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した技術開発等を促進する。

■ 国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業（汚染土壌搬出時認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例）

大阪府内の自然由来特例区域における汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を、当該特例区域の指定対象物質に限定することにより、開発事業を促進する。

【参考：上記のほか、関西圏でこれまでに区域計画の認定を受けた規制改革事項等】

- ・ 保険外併用療養に関する特例関連事業（保険外併用療養に関する特例）
- ・ 国家戦略特別区域高度医療提供事業（病床規制に係る医療法の特例）
- ・ 国家戦略道路占用事業（エリアマネジメントに係る道路法の特例）
- ・ 歴史的建築物利用宿泊事業（歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例）
- ・ iPS細胞由来の血小板製剤供給事業（課税の特例措置活用事業）
- ・ MEMSデバイスを用いたディスプレイ型医療機器の開発に関する事業（課税の特例措置活用事業）
- ・ 国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業（iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例）
- ・ 国家戦略特別区域限定保育士事業（保育士資格に係る児童福祉法等の特例）
- ・ 特定非営利活動法人設立促進事業（NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例）
- ・ 国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業（粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例）
- ・ 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（旅館業法の特例）
- ・ 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置
- ・ 特区医療機器薬事戦略相談の実施